平成２９年（フ）第４３６号
岡山市東区古都宿119―イ　西崎貸家、住民票上の住所岡山市北区中央町６番20号中央コーポ505
債務者　小野　美苗
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４８６号
岡山市南区万倍143―25　ミランダリアン万倍204、住民票上の住所岡山県玉野市築港１丁目６番23―203号　マリベールＴＡＭＡＮＯ
債務者　佐藤　洋彰
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月７日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５１０号
岡山市中区赤田121番地１　レオパレス赤田207、旧住所岡山県備前市東片上1294番地３
債務者　草加　健太
1　決定年月日時　平成29年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５１３号
岡山市中区穭81番地１　パル81　110号
債務者　土居さやか
1　決定年月日時　平成29年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５３５号
岡山市北区白石西新町７番地105　フローレスかおりＡ202号
債務者　遠藤　　功
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９５１０号
東京都板橋区仲宿１―17―201
債務者　山内　昌志
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５１１号
東京都板橋区仲宿１―17―201
債務者　山内　麻耶
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３７２号
東京都狛江市和泉本町４丁目７番21―404号
債務者　塩野目雄二
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３３４号
東京都八王子市川口町1355番地12
債務者　西村　達夫
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５４２号
静岡県焼津市大栄町３丁目７番２号　キヨミソウ２号
債務者　淺倉　翔太
1　決定年月日時　平成29年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５５７号
静岡市駿河区西島527番地　ブルーアリーナ201号
債務者　佐野　千明
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５９０号
静岡市駿河区見瀬200番地
債務者　吉村　　勇
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６２５号
静岡市駿河区小鹿380番地の１　パレ・セレーナＦ102
債務者　長谷川　恵（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２３９号
愛知県豊川市御油町東沢１番地の１　御油住宅３棟201号
債務者　鈴木　廉野
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月16日午前10時20分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第７７号
島根県出雲市天神町606番地10　シャルム天神201号
債務者　淺津　映子
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部